

日本建築士会連合会と全国 HMN 協議会の関係整理の基本的な方向性（案）

－ 平成 30 年度・31 年度活動計画にかえて －

全国HMN協議会が設立（2012年10月）されてから6年、当面の目標の「人材育成の全国展開」がほぼ達成されたことから、これまで曖昧であった日本建築士会連合会と全国 HMN 協議会との関係を整理することにより、新たな局面に対応していきたい。その関係整理の基本的な方向性と課題を以下に記す。

【基本的な方向性】

日本建築士会連合会と全国HMN協議会は別組織であるが、**連合会が協議会の一員となることを踏まえ、協議会は、地域NWや建築士会・連合会、また、他の賛同団体と共に、一体となって、HMの活動を支援し、それぞれの性格を活かし、パートナーとして連携していくこと**で歴史まちづくりに貢献していく。

これまでのヘリテージ活動の蓄積から2つのヘリテージマネージャー像が見えてきた。

- ① 歴史的建築物の専門家としてのヘリテージマネージャー
 - ・建物の価値を活かす修理技術の向上
 - ・法制度・各種助成制度等を踏まえた活用提案とコスト管理
 - ・「保存活用計画」の作成能力など、求められる能力の研鑽
- ② 地域文化活性化の一翼を担う人材群としてのヘリテージマネージャー
 - ・複数のHMによるチームとしての総合力でフロンティアを開拓
 - ・多様な人たちとの連携によるネットワークの拡大
 - ・地域密着型の活動展開と全国的な交流による地域活性化

の二つである。

~~団体の性格を活かす観点から、おもに①を日本建築士会連合会が、②を全国HMN協議会が担うことを基本的な方向性とし、両者の関係整理を図る。~~

~~その上で、両者がパートナーとして連携していくため、「**連携協定（仮）**」を締結する。~~

上記の箇所について、以下の趣旨で、変更をご検討下さい。

連合会が本協議会に参加する目的は、HMの活動を支援することであり、①に限らず、②の活動を担うHMをも幅広く支援することが適切と考えます。

また、HMの活動を支援したいとする思いは、協議会の全ての会員に共通することと思います。連合会は、HMの活動をさらに発展させるため、主として制度面での改善に取り組むことが適切と考えます。連合会は、協議会の一員ですから、協議会と連合会を分断的に考えるのではなく、会員個々の皆様が、協議会の場を通じ、連合会を活用することを含め、共に、一体となって、協議会の発展、HM活動の発展に貢献して参ろうではありませんか。

なお、連合会は、協議会の一員ですので、双方の「連携協定」は、馴染まないと言うか、不要と考えます。

以下、同様の表現についても変更をご検討下さい。

【今後の課題】

- 1 全国HMN協議会の規約改正
- 2 全国HMN協議会の事務局、運営財源
- 3 全国ヘリテージマネージャー大会の開催
- 4 地域における建築士会と活動ネットワークの関係整理

1 全国HMN協議会の規約改正

- ・現行規約では、会員は「活動ネットワーク」と「賛同する団体・個人」とされており、建築士会の多くは「賛同する団体」として準会員の位置づけとなっている。
- ・現実には、建築士会が事実上の活動ネットワークの機能を果たしている地域も多い。
- ・したがって、建築士会も「活動ネットワーク」と同等の位置づけとなるよう規約を改正する。

2 全国HMN協議会の事務局、運営財源

日本建築士会連合会が全国HMN協議会設立に関与したことから、当面の間（人材養成の全国展開と活動組織の構築支援が達成されるまで）、連合会が可能な限り協議会を支援するとしてきた。

その支援の一つとして、協議会の事務局を連合会の事務局に置いてきたが、これを今後どうするのが課題となる。

全国HMN協議会総会に関する経費は、会場費を除いて総会参加者が負担してきたが、事務局経費など負担することなく、事実上会費なしで協議会を運営してきた。今後、運営財源をどうするのが課題となる。（規約改正と連動）

3 「全国ヘリテージマネージャー大会」の開催

建築士会の全国大会に合わせて、全国HMN協議会運営による「全国HM大会」をセッションの一つとして開催してきたが、別組織と位置づけた時点で、運営主体と大会の名称をどうするのが課題となる。

4 地域（都道府県）における建築士会と活動ネットワークの関係整理

地域における建築士会と活動ネットワークの関係は以下の2つに大別できる。（（集計）

②-1 2018 運営に関するアンケート参照）

- ・建築士会内部に活動ネットワークを有する地域
- ・建築士会と活動ネットワークを別組織としている地域

後者については、日本建築士会連合会と全国HMN協議会との連携協定を参考にパートナーとしての関係構築を目指す。

■ スケジュール

- ① 今年度（2018年度）中に、上記課題について運営員会で検討し、連合会と協議しながら、規約改正（案）、運営方針（案）、連携協定（案）などを作成する。
- ② ①で作成した各種案を協議会のメーリングリストで提示し、メンバーから意見を募る。
- ③ メンバーからの意見を踏まえ、2019年夏ごろまでに運営委員会で各種案を決定する。

(参考).....

全国へリテージマネージャー年と卒協議会規約

(規約の改正)

第14条 本規約は、運営委員会の議決を経て改正することができる。